

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県職員委員会規則の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定	地 域 環 境 課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・ 保安林の指定の解除	林 政 課
・ 道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・ 定期監査の結果の公表	有明海自動車航送船組合
・ 財政援助団体等の監査結果の公表	”

規 則

長崎県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第32号

長崎県職員委員会規則の一部を改正する規則

長崎県職員委員会規則（昭和31年長崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第9条第3項の規定に基づき、長崎県職員委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第25条第3項の規定に基づき、長崎県職員委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第785号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 形質変更時要届出区域
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷字新浜296番71の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

長崎県告示第786号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

有明加入区

長崎県告示第787号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

上県町仁田加入区

長崎県告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市美津島町久須保字ヤリコウ325の1、327、字久須保381、388の1、388の4、389、405の1、406の4、409の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

長崎県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙520番38地先から 対馬市美津島町雞知字樽田乙525番20地先まで	前	23.4~26.1	12.6	
	後	13.1~13.9	12.6	

長崎県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 大浦比田勝線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町豊字大多1337番地先から 官公有無番地先（対馬市上対馬町豊字下モ原1312番2）まで	前	8.0~31.2	427.7	
	後	7.9~15.9	427.7	

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和4年12月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県 諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和5年1月10日から 令和5年3月24日まで

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和3年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。
令和4年12月16日

有明海自動車航送船組合
監査委員 藤井 一恵
同 下田 芳之

定期監査結果

1 監査の概要

(1) 監査対象

令和3年度の有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査実施日

予備監査：令和4年6月8日（水）～9日（木）

委員監査：令和4年7月13日（水）

(3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 藤井 一恵
同 下田 芳之

2 監査の結果

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けつつも、航送車両台数266,443台と前年度に比べ20,334台増加し、運航収入は増加したが、コロナ禍前の状況までは回復できておらず、営業損益は赤字となっている。

経常損益は、国、県等からの新型コロナウイルス感染症感染拡大による公共交通の事業継続支援金等が交付されたことによる営業外収益の増加により黒字となっている。

この結果、経営成績は、総収益が10億1,621万円、総費用が9億7,130万円で、当期の純利益は4,491万円となり、前年度に比べ1億3,307万円収支が改善し、黒字となっている。

当組合においては、平成29年度に策定した5年間の経営の指針となる「有明フェリー中期目標」に基づき、目標達成に向け経営に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大及び原油価格の急激な高騰の影響を直接受け、厳しい経営状況が続いている。

運航収入についても、新型コロナウイルス感染症の動向が未だ不透明な状況であり、今後の経営を見通すことが困難な状況となっている。

また、管理部門の中堅職員が少ない状況にあるため、将来の組合運営に影響が出るおそれがある。

このような状態を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の推進について

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれる中、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るウィズコロナ・ポストコロナの社会の実現を見据え、引き続き関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などを行っているが、今後とも継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に、安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落した。令和3年度も営業損益が大幅な赤字となるなど、依然としてコロナ禍前の状況まで回復しておらず、今後の収支見通しが不透明な中で、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了したが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の動向、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など厳しさを増す懸念がある。

このような状況の中でも、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。しかしながら、令和3年度からこれまで

において、令和4年度以降の経営計画の策定が進められておらず、今後を見据え、長崎・熊本両県ともさらに緊密に協議を行い、経営計画の策定等を進めるよう努められたい。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な執行を図られたい。

ア 積載している車両の物損事故について

積載している車両の事故が4件発生している。

積載する車両の安全管理に万全を期すこと。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月16日

有明海自動車航送船組合

監査委員 藤井 一恵

同 下田 芳之

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合（以下「組合」という。）が財政的援助をしている団体について、令和3年度事業を対象に次のとおり監査を実施した。

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (1) 監 査 対 象 団 体 | 有明フェリー振興株式会社 |
| (2) 予 備 監 査 年 月 日 | 令和4年6月10日 |
| (3) 委 員 監 査 年 月 日 | 令和4年7月13日 |
| (4) 財 政 援 助 等 の 内 容 | 出資金（出資率100%） 出資額 30,000,000円 |
| (5) 監 査 委 員 | 藤井 一恵 下田 芳之 |

1 有明フェリー振興株式会社の現状

有明フェリー振興株式会社は、組合から全額出資を受け、同組合からの定期備船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は、5億438万円で、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けつつも、売店等売上や油脂売上の増などにより、前年度に比べ5,080万円（11.2%）増加している。

一方、売上原価は1億9,993万円で、油脂などの商品の仕入高の高騰により、前年度に比べ5,631万円（39.2%）増加している。

売上高の増が売上原価の増を下回ったことから、売上総利益は3億444万円で、前年度に比べ551万円（△1.8%）減少している。

「販売費及び一般管理費」は、3億1,343万円で、役員報酬の増等があったが、人件費や賃借料が減少したことから、前年度に比べ480万円（△1.5%）減少している。

この結果、営業損益は899万円の赤字となり、前年度に比べ、71万円（△8.6%）収支が悪化している。

経常損益は、雇用調整助成金等613万円の営業外収益があったものの、287万円の赤字となり、前年度に比べると276万円（△2,552.9%）収支が悪化している。

特別利益は、退職給付引当金戻入が253万円、特別損失は役員退職引当金繰入が133万円あり、この結果、当年度の純損益（税引後）は206万円の赤字となり、前年度に比べ626万円減少しており、9期連続しての黒字から一転赤字となっている。

資金繰りについては、流動資産が1億1,969万円、流動負債が5,712万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は209.5%で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

監査の結果、財政的援助団体の業務の執行については、その出資目的に従っておおむね適正に行われていると認められた。

なお、行政及び財務に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項等はありません。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント